附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第十条の十及び第十条の二十三の改正規定は、平成二十九年五月十五日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第10面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

年　月　日

都道府県知事　様
（市長）

申請者
住所
氏名　印
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）